

# 「情報モラル指導」についての若干の問題提起

## 「ルール」違反だが「モラル」的には正しい場合もある

埼玉県立坂戸西高等学校 井上 芳郎

要旨 「情報モラル」指導において、モラルをあたかも所与のものとして示すことへの疑問がある。ルールの原理的な理解やそのための指導を優先すべきだろう。例えばルールの例外規定に明確な定めがなくとも、まさに本来のモラル的見地からの、臨機応変な考え方ができるような指導が求められているのではないかと。

### 1. 問題の所在

文部科学省「高等学校学習指導要領解説総則編」（2009年7月）では、学習指導要領での「情報モラル」について「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」のことでありと定義している。ところで「モラル」という用語を字義通り解釈するならば、それは最終的には各個人の「価値観」に依拠するはずのものなので、「モラル」をあたかも所与のものであるかのように、トップダウン的に指導することがはたして可能なかどうか疑問なしとはしない。

指導可能であるとする前に、まずは「ルール」を理解させる指導から取りかかるべきだろう。ここでいうルールとは、社会において一定の民主的な手続きを経たうえで、遵守すべき相当な合理的理由があるものとして承認された事柄を指す。具体的には「法律」として明文化されているような内容が、これに該当するはずである。

ルール理解の指導であれば、各個人の価値観に依拠することなしに、一定の客観性と合理性とが担保された指導が可能になるだろう。しかしその場合であっても「例外のないルールはない」という慣用句が示すように、完璧なルールというものには存在しないのであるから、ときには「ルール違反ではあるがモラル的には正しい」場合もあり得るという点に留意する必要があるだろう。

### 2. 著作権で「ルール」と「モラル」を考える

著作物は媒体（メディア）の介在がなければ伝達も流通も不可能であり、場合によっては実演家などの隣接者の存在なしでは、知覚することすら不可能である。このような「有体物」でもないものがなぜ「財物」と見なされ、しかも「財産権」が設定されるまでに至ったのか、その歴史的背景や起源にまで遡らなければ、「著作権」概念やその保護規定である著作権法についての原理的な理解は難しい。このような理解をさせることなしに指

導を進めても、単に「法律で禁止しているからダメ」というような、いわゆる「ベカラズ集」を記憶させることに終わりがねない。

このような理解を前提として、今一度著作権制度や著作権法を見直してみる。著作権法第一条では、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」とその立法精神を謳っている。権利者といえどもその権利行使は無制限に認められているのではなく、「文化の発展に寄与する」とあるように公益性とのバランスを取ることが要請される。実際には「権利制限規定」が設定され、公益性が認められるような場合には、著作権の一部が制限され、例えば無許諾での複製などが可能とされているわけである。

本来「著作物」というものは、ひとりでも多くの人々に享受されることで価値が増すものであり、著作物から得られる「情報」についても、より多くの人々によって共有されることに本来的な意味がある。これがベルヌ条約以来の基本的な制度設計の理念であるとされている。

まさにこのような「理念」が試された事例が、つい最近この日本で発生した。2011年3月11日に発生した東日本大震災やその直後の東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故に関連し、インターネット上で大量の情報が飛び交ったことは記憶に新しい。それらの情報の中には、既存マスメディアからの無断転載が少なからずあったことは周知の事実である。これらは形式的にも実質的にも著作権の侵害行為であり、すなわちルール違反である。しかし、それらのすべてを「侵害行為」＝「ルール違反」として単純に切り捨ててしまえるのだろうか。

### 3. 「ルール」違反だが「モラル」的に正しい

今回の災害発生直後のこと、広島県在住の一中学生が、自宅テレビで時々刻々に伝えられる災害状況の映像と音声、Ustream を使ってそのまま

配信したのである。そしてこの配信が、被災その他の理由によりテレビからの情報入手ができなくなった多くの人々にとって、状況把握のための貴重な情報源となったのである。参考として、ウェブ上での反響を紹介する。まさに震災発生翌日に書かれた、とある個人ブログでの記事である。以下に引用する。

**「NHK の中継を無断でユーチューブで流し続けた中学生」**

2011年3月12日

3月11日ある広島県の中学生は地震直後からNHKの特番中継を、ユーチューブで放送し続けました。もちろん違法です。ですが、彼のお母さんが阪神大震災の被災者であったこと、そしてこの放送を流すことで、人のためになると信じ、ユーチューブ配信をし続けました。そして何よりも、彼がユーチューブ配信をするまで、ネット上でテレビを配信しているテレビ局が無かったのです。

そのうち、彼のもとにいろんな声が届けられます。もちろん、非難の声もありましたがほとんどが賞賛の声でした。

「いままでありがとう。助かりました。君の行動力に心から感謝します。ありがとう。」

「中学生さん。ご苦労様、そしてお疲れ様でした。お体を大切に。」

「放送主さん、昨日からお疲れさまでした。この配信があったことで、助かった人が大勢いますし、あなたの様な人がいただけでも、人々の希望になったのではないかと思います。本当にありがとうございました。」

「お疲れ様です。フランスからみさせてもらいました。すごく助かったと同時に、沢山の勇気を貰いました。本当にありがとう。僕たちの国、まだまだこれからですね！」

そして、NHK もついに黙認します（公式ツイッターで彼のユーチューブチャンネルをツイートしたようです）。（以下略）

<http://miyagikenjishin.seesaa.net/article/190240055.html>

（最終アクセス 2013年7月4日）

この記事にあるように緊急災害時とはいえ、中学生は放送局からの正式の配信許諾は得ていなかった。当人も著作権の侵害行為であるとの認識はあったようだ。しかしツイッター経由で配信の事実やその内容が拡散されるに及び、ついに放送局自身から「追認」する旨の表明がなされるに至っ

たのである。そしてこれを契機として、放送局自身による Ustream 配信につながっていったのである。この中学生の行為は確かに「ルール違反」ではあったが、「モラル」的には不正なものとはいえないだろう。なぜならば多くの人々が貴重な情報を得ることができ、その結果として生命・財産の安全が守られたのであるから。

筆者は授業で前掲の個人ブログ記事を紹介し、生徒たちの感想を求めてみた。その全てを紹介することはできないが、概ね生徒たちの反応は好意的なものであり、中には「自分だったら絶対できない、この中学生の勇氣には心から感動した（要旨）」などという感想もあった。

なかには少数ながら「著作権法違反は事実なのだから、放送局にきちんと許可をとってからやるべきだった（要旨）」という否定的な感想もあった。これは、今回のような緊急災害時であっても、放送局からの事前許諾を得ることが、事実上不可能だという事情を知らないがゆえの感想だと思われる。むしろ現行著作権法や放送法などでは、緊急災害時の想定が充分されておらず、初動での臨機応変な対処ができなかったという事実をこそ、知らせる必要があったようにも思う。

#### 4. まとめ

社会的ルールの原理的な理解を踏まえ、日進月歩のデジタルネットワーク技術の成果を賢く使いこなす、たとえ前例にない想定外の場面に遭遇したとしても、形式的な「遵法精神」のみに捕らわれることなく、「モラル」的には何が正解であるかを判断し行動できる。このような能力を醸成させることが、これからの「情報モラル」指導では特に重要なことであると考えられる。

社会的ルールには、少なくとも利害調整のための合理的な理由が存在する。しかしそうだとすると、公益性などの観点から必ずといってよいほど例外規定が設定されている。しかしあらゆる場面について事前に「例外」を想定することは不可能であり、まさに「モラル」的観点から「既存のルールが無視されることもあり得る」という認識が必要だろう。「情報モラル」指導が本来の意味で可能であるとするなら、そこでは「前例にない」あるいは「想定外の場面」でこそ、社会全体の利益に沿うよう臨機応変な判断ができる能力の醸成が求められているのだと考える。

※ 本稿は埼玉県高等学校情報教育研究会・会誌 第9号（2013年3月31日発行）に掲載したものをもとに加除・修正したものである。